

西宮市暴力団の排除の推進に関する条例

『力を合わせ、安全で安心な市民生活を実現しましょう!』

本条例では、市の責務や市民・事業者の役割を明記し、警察などの関係団体と連携しながら社会全体が力を合わせて取り組むことを定めています。



基本理念

暴力団を恐れないこと

暴力団に利益供与をしないこと

暴力団を利用しないこと

暴力団の活動を防止すること



～ 市の責務と取組み ～

兵庫県や警察など関係機関と連携し、市民・事業者の協力を得ながら、暴力団排除に関する施策を実施します。

市の契約等に係る事務から暴力団等の排除啓発活動の実施

青少年を守るための取組み など

～ 市民等の役割と取組み ～

暴力団排除のために、次のことに努めます。

市民や事業者などの皆さま相互に協力し合い、自主的に取り組みます。

市の取組みに協力します。

市や関係機関等に対し情報を提供します。